第1回_自治体経営改革戦略会議(H24.4.17開催) 自治体経営改革戦略会議について

1. 趣旨

地域主権改革が進展する中、住民自治を基本として、今後の市の計画策定のあり方をはじめ、行政評価、予算編成、内部統制、人事制度などが連携する自治体経営の構築に向けた議論を行い、効率的・効果的な自治体経営の実現を図るため、自治体経営改革戦略会議(以下、「戦略会議」という。)の運営に関して必要な事項を規定する。

2. 所掌事務

戦略会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自治体経営のあり方に関すること。
- (2) 自治体経営改革の推進に関すること。
- (3) その他自治体経営に係る主要課題に関し必要な事項。

3. 委員

戦略会議は、別表に掲げる者をもって組織する。

4. アドバイザー

戦略会議には、アドバイザーとして、行政学の専門家を招聘する。

別表

区分	役職名等
市	市政戦略本部長(市長)
	総合計画、行政経営(組織、人事、行政改革等)を
	所管する部署の代表
	財政を所管する部署の代表
学識経験者	地方自治の専門家
	経営管理論、組織心理学の専門家
	人事管理、人材育成・職能開発の専門家
	行政法の専門家
	監査・会計業務の専門家
その他	市政戦略本部長が必要と認める者